

広情個審第29号
令和6年8月21日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年3月18日付け広高地第35号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第379号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年3月18日付け広高地第35号の諮問事案（諮問第379号事案）

令和5年1月5日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和6年1月16日付け広島市指令高地第19号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年2月16日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書（様式6-1）（以下「本件企画提案書」という。）について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、本件企画提案書について、真に不開示とすべき部分を除いて開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 企画提案書を全て読んでみると、全体の文脈からすれば、不開示とされている部分を開示したとしても、地域及び団体に対する具体的な評価や分析が誤解を生む状態で行われていて、当該法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位を害する蓋然性が高いという部分はほとんどないと感じられた。

イ 提案者のノウハウや秘密にしておくべき独自の技術等が含まれているのであれば、それを公にすると、提案者の競争上の地位を害する場合があるということは理解できる。しかし、自由記述ではなく、独自ノウハウ等が出にくい指定内容への記載を求める提案書では、通常、ほぼ全てが開示可能なものとなって、提案の全容が分かり易く理解しやすい。本件提案書もそのようなものであろうと考えていたが、予想に反して不開示部分が多く、その中に開示すべき情報が含まれていると考えざるを得ず、過剰防衛的な不開示が行われていると推察している。

ウ 最高裁判決（H13. 11. 27）においては、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれの判断について、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」とされている。一般に「おそれがある」という場合の「おそれ」は、その可能性があるというだけでは足りず、「法的保護に値する蓋然性」が求められており、その蓋然性を具体的に明示して説明する必要がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る対象公文書は、令和元年7月10日に公示された「広島市地域包括支援センター設置運営業務に係る公募型プロポーザル」に応じて提出された企画提案書のうち、様式6-1であり、本市は、広島市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、行った裁決に従い、以下の不開示情報を除く部分開示決定を行った。

不開示としたのは、第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載並びに地域及び団体に対する評価や分析に係る記載である。相談実績及び職員の退職に係る記載については、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）に定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であることから条例第7条第1号に、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、市民等から誤解を招くおそれがあり、「公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」であることから同条第2号に、それぞれ該当するため、開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

「地位を害する」とは、単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が害される蓋然性が客観的に認められるものであることが必要というべきである。

特に本件のようなプロポーザル方式による事業者の選択では、事業者が提出した企画提案により、随意契約によって運営事業者が選択されるのであり、行政としての説明責任を尽くす観点からも、事業者の選択の根拠を示すことが求められる。また、プロポーザル方式による公募に応じるに当たっては、提出された企画提案書が情報公開請求に応じて公開されることが明示されている。

したがって、企画提案の内容についても、事業者の営業秘密や事業者独自のノウハウや技術など、事業者の競争上の地位を保護するために秘匿することが必要であることが客観的にも明らかな情報以外は、開示すべきである。

(4) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、本件部分開示決定に係る本件企画提案書についての

み述べていることから、その不開示部分に係る不開示事由該当性について、以下検討する。

(5) 本件企画提案書の鑑（様式 6－1 と記載された文書）の不開示事由該当性について

本件企画提案書の鑑の不開示部分は、担当者名及びメールアドレスである。

ア 担当者名

当審査会が見分したところ、本件企画提案書の鑑の担当者名の項には、当該公募型プロポーザルに応募した法人の職員の氏名が記載されていることが確認できた。

職員の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 1 号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である

イ メールアドレス

当審査会が見分したところ、本件企画提案書の鑑のメールアドレスの項には、当該公募型プロポーザルに応募した法人の業務上使用するメールアドレスが記載されていることが確認できた。

当該情報は一般には公にされておらず、当該情報を公にすると、当該法人に業務とは関係のない外部からの通信等が送られ当該法人の業務に支障を来すことが想定されることから、条例第 7 条第 2 号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第 7 条第 2 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 本件企画提案書の本文（「1 事業所運営の基本方針」、「2 地域ネットワーク」、「3 職員の資質」、「4 事業実施の方針」、「5 組織」、「6 事務所について」、「7 特筆すべき事項」及び「8 認知症地域支援推進業務への応募」の各項目から成る文書をいう。以下同じ。）の不開示事由該当性について

ア 中区（幟町圏域）に係る本件企画提案書の本文について

不開示部分は、「2 地域ネットワーク」に関する記載の一部及び「4 事業実施の方針」に関する記載の一部である。

(ア) 実施機関は、本件企画提案書の本文の一部を不開示とした理由として、第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載については、特定の個人を識別することとはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第 7 条第 1 号に、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、公にすることにより、市民等から誤解を招くおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため同条第 2 号に、それぞれ該当すると主張する。

(イ) 当審査会が見分したところ、本件企画提案書の本文の「4 事業実施の方針」の⑦の目的の 4 行目の 10 文字目から 28 文字目までは、特定の地域に関する評価・分析に係る記載で

あり、当該情報を公にすると、市民等の誤解を招き当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の不開示理由が認められるが、その余については、実施機関が主張する不開示理由は認められない。

- (ウ) したがって、本件企画提案書の本文の「4 事業実施の方針」の⑦の目的の4行目の10文字目から28文字目までを不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため、実施機関は開示すべきである。

イ 白木圏域に係る本件企画提案書の本文について

不開示部分は、「1 事業所運営の基本方針」に関する記載の一部、「2 地域ネットワーク」に関する記載の一部及び「4 事業実施の方針」に関する記載の一部である。

- (ア) 実施機関は、本件企画提案書の本文の一部を不開示とした理由として、第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、公にすることにより、市民等から誤解を招くおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため同条第2号に、それぞれ該当すると主張する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、本件企画提案書の本文の「4 事業実施の方針」の②の第2段落目の1行目の8文字目から終わりまでは、相談実績（具体的相談内容）が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められるが、その余については、実施機関が主張する不開示理由は認められない。

- (ウ) したがって、本件企画提案書の本文の「4 事業実施の方針」の②の第2段落目の1行目の8文字目から終わりまでを不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため、実施機関は開示すべきである。

ウ 湯来・砂谷圏域に係る本件企画提案書の本文について

不開示部分は、「1 事業所運営の基本方針」に関する記載の一部、「2 地域ネットワーク」に関する記載の一部、「4 事業実施の方針」に関する記載の一部及び「5 組織」に関する記載の一部である。

- (ア) 実施機関は、本件企画提案書の本文の一部を不開示とした理由として、第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、公にすることにより、市民等から誤解を招くおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため同条第2号に、それぞれ該当すると主張する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、本件企画提案書の本文の「1 事業所運営の基本方針」の①

ア(エ)の2つ目の点の1行目の6文字目から13文字目まで、「2 地域ネットワーク」の①の5つ目の点の1行目の26文字目から37文字目まで、6つ目の点の1行目の14文字目から36文字目まで及び「4 事業実施の方針」の⑧の取組内容の2つ目の点の1行目の1文字目から2行目の2文字目までは、特定の地域に関する評価・分析に係る記載であり、当該情報を公にすると、市民等の誤解を招き当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

また、「5 組織」の②の4つ目の点の2行目の13文字目から30文字目までは、当該法人に勤務していた職員の退職に係る記載であり、特定の個人を識別することができるか否かは明らかではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

その余については、実施機関が主張する不開示理由は認められない。

- (ウ) したがって、本件企画提案書の本文のうち、「1 事業所運営の基本方針」の①ア(エ)の2つ目の点の1行目の6文字目から13文字目まで、「2 地域ネットワーク」の①の5つ目の点の1行目の26文字目から37文字目まで、6つ目の点の1行目の14文字目から36文字目まで及び「4 事業実施の方針」の⑧の取組内容の2つ目の点の1行目の1文字目から2行目の2文字目までを条例第7条第2号により、「5 組織」の②の4つ目の点の2行目の13文字目から30文字目までを同条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため、実施機関は開示すべきである。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 3 . 1 8	広高地第 3 5 号の諮問を受理 (諮問第 3 7 9 号で受理)
R 6 . 7 . 1 1 (第 1 回 審 査 会)	第 1 部会で審議
R 6 . 8 . 8 (第 2 回 審 査 会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齐	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士